

消防地第644号
令和6年12月27日

各都道府県知事 殿

消防庁長官
(公印省略)

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を
改正する政令の施行について（通知）

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第394号）が、令和6年12月27日に公布され、令和7年4月1日から施行されます。

各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（指定都市含む。）及び関係一部事務組合に対して本内容について周知いただき、改正政令の施行までに条例の改正を遺漏なく進めていただくよう助言等をお願いします。

記

1 改正の趣旨

非常勤消防団員の待遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等共済基金等が市町村に支払う消防団員退職報償金の勤務年数区分に、新たに「35年以上」区分を追加する。

2 改正の内容（消防団員退職報償金の勤務年数区分の追加）

消防団員等公務災害補償等共済基金又は指定法人が市町村に支払う消防団員退職報償金の勤務年数区分に、新たに「35 年以上」区分を次のように追加したこと。（第 3 条及び別表）

階級	勤務年数						(単位:千円)
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 <u>35年未満</u>	
団長	239	344	459	594	779	979	<u>1,079</u>
副団長	229	329	429	534	709	909	<u>1,009</u>
分団長	219	318	413	513	659	849	<u>949</u>
副分団長	214	303	388	478	624	809	<u>909</u>
部長/班長	204	283	358	438	564	734	<u>834</u>
団員	200	264	334	409	519	689	<u>789</u>

備考：下線部分が今回新しく追加する部分。

3 適用関係

この政令による改正後の消防団員退職報償金支払額表については、令和 7 年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例によること。（改正政令附則第 2 項）

4 留意事項

各市町村においては、退職報償金制度の趣旨を踏まえ、政令で定められている支払額以上の額を条例において定めることが適当であること。

また、令和 7 年 3 月 31 日以前に退職予定の団員の退職日を令和 7 年 4 月 1 日以降に変更することは適当でないこと。

担当：

消防庁国民保護・防災部地域防災室

川崎課長補佐、高村事務官

Tel : 03-5253-7561

E-mail : syobodan@m1.soumu.go.jp

政令第三百九十四号

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第百七号）第六条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 消防団員退職報償金支払額表（第三条関係）

階級	勤務年数		
		五年以上十 年未満	十年以上十 五年未満
副團長	三三九	二三九千円	三四四千円
	三三九	三四四千円	四五九千円
	四二九	四五九千円	五九四千円
	五四三	七七九千円	九七九千円
	七〇九	九七九千円	一、〇七九千円
	九〇九	一、〇〇九	

分 团 長	二一九	三一八	四一三	五一三	六五九	八四九	九四九
副 分 団 長	二一四	三〇三	三八八	四七八	六二四	八〇九	九〇九
班 長 及 び 長	二〇四	二八三	三五八	四三八	五六四	七三四	八三四
部 長 及 び 長	二〇〇	二六四	三三四	四〇九	五一九	六八九	七八九
團 員							

備考

一 階級については、退職した日にその者が属していた階級とする。ただし、その階級及びその階級より上位の階級に属していた期間が一年に満たないときは、その階級（団員を除く。）の直近下位の階級とし、退職した日にその者が属していた階級より上位の階級に属していた期間が一年以上あるときは、総務省令で定める階級とする。

二 勤務年数については、その者が非常勤消防団員として勤務していた期間を合算するものとする。ただし、既に退職報償金の支給を受けた場合におけるその基礎とされた期間及び再び非常勤消防団員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの期間が一年に満たない場合における当該期間に

については、この限りでない。

二 勤務年数の計算は、非常勤消防団員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、退職した日の属する月と再び非常勤消防団員となつた日の属する月が同じ月である場合には、その月は、後の就職に係る勤務年数には算入しない。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令による改正後の別表の規定は、この政令の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

理 由

非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等共済基金等が市町村に支払う消防団員退職報償金支払額を増額する必要があるからである。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

改 正 案

別表 消防団員退職報償金支払額表 (第三条関係)

團員	班長	部長及び	副分團長	分團長	副團長	團長	階級	勤務年数
二〇〇		二〇四	二一四	二一九	二三九	一三五千円	五年以上 十年未満	
二六四		二八三	三〇三	三一八	三二九	三四四千円	満十五年未 十年以上	
三三四		三五八	三八八	四一三	四二九	四五九千円	未満十五年以 上二十年	
四〇九		四三八	四七八	五一三	五三四	五九四千円	年未満二十年以 上二十五年	
五一九		五六四	六二四	六五九	七〇九	七七九千円	年以上三十 年未満二十五年	
六八九		七三四	八〇九	八四九	九〇九	九七九千円	年未満三十年以 上三十五年	
七八九		八三四	九〇九	九四九	一〇〇九	一〇七九千円	上三十五年以 上三十五年	

現 行

別表 消防団員退職報償金支払額表 第三条関係

團員	部長及び班長	副分團長	分團長	副團長	團長	階級	勤務年数	
二〇〇		二〇四	二一四	二一九	二三九	二三九千円		五年以上十 年未満
二六四		二八三	三〇三	三一八	三二九	三四四千円		五年以上十 年未満
三三四		三五八	三八八	四一三	四二九	四五九千円		二十年未満十五年以 上二十年
四〇九		四三八	四七八	五一三	五三四	五九四千円		満二十五年未 二十年以上
五一九		五六四	六二四	六五九	七〇九	七七九千円		二十年未満二十五年以 上三三十年
六八九		七三四	八〇九	八四九	九〇九	九七九千円		三十年以上

備考

一 階級については、退職した日にその者が属していた階級とする。ただし、その階級及びその階級より上位の階級に属していた期間が一年に満たないときは、その階級（団員を除く。）の直近下位の階級とし、退職した日にその者が属していた階級より上位の階級に属していた期間が一年以上あるときは、総務省令で定める階級とする。

二 勤務年数については、その者が非常勤消防団員として勤務していた期間を合算するものとする。ただし、既に退職報償金の支給を受けた場合におけるその基礎とされた期間及び再び非常勤消防団員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの期間が一年に満たない場合における当該期間については、この限りでない。

三 勤務年数の計算は、非常勤消防団員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、退職した日の属する月と再び非常勤消防団員となつた日の属する月が同じ月である場合には、その月は、後の就職に係る勤務年数には算入しない。

備考

一 階級については、退職した日にその者が属していた階級とする。ただし、その階級及びその階級より上位の階級に属していた期間が一年に満たないときは、その階級（団員を除く。）の直近下位の階級とし、退職した日にその者が属していた階級より上位の階級に属していた期間が一年以上あるときは、総務省令で定める階級とする。

二 勤務年数については、その者が非常勤消防団員として勤務していた期間を合算するものとする。ただし、既に退職報償金の支給を受けた場合におけるその基礎とされた期間及び再び非常勤消防団員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの期間が一年に満たない場合における当該期間については、この限りでない。

三 勤務年数の計算は、非常勤消防団員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、退職した日の属する月と再び非常勤消防団員となつた日の属する月が同じ月である場合には、その月は、後の就職に係る勤務年数には算入しない。